

○甲斐市新規狩猟者確保対策事業助成金交付要綱

平成26年10月29日

告示第321号

改正 平成30年2月15日告示第31号

令和3年6月4日告示第230号

(趣旨)

第1条 この告示は、野生鳥獣の捕獲の担い手である狩猟免許所持者を確保・育成するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条に定める狩猟免許（以下「狩猟免許」という。）又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条に定める銃砲の所持許可（以下「銃砲所持許可」という。）を新規に取得した者に対する取得経費の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象経費)

第2条 助成金の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新規狩猟免許取得のための狩猟セミナー受講料
- (2) 新規銃砲所持許可取得者の射撃教習受講料

(助成額)

第3条 助成金の交付の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、前条に規定する経費が次に掲げる経費に満たない場合は、その当該経費を助成する。

- (1) 前条第1号に係る経費1人あたり10,000円を上限とする。
- (2) 前条第2号に係る経費1人あたり35,000円を上限とする。

(助成金の交付対象者)

第4条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、本人及び本人と同一世帯の者に市税等の滞納がないこと。
- (2) 狩猟免許及び銃砲所持許可を新規に取得した者
- (3) 狩猟者登録を受け、本市の有害鳥獣の捕獲活動及び管理捕獲活動を行うことができる者

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲斐市新規狩

猟者確保対策事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 狩猟免許の写し又は銃砲所持許可証の写し
- (2) 第2条に規定する経費の領収書の写し
- (3) 狩猟者登録証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに助成金の交付の額を決定し、甲斐市新規狩猟者確保対策事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付決定の取消し及び返還）

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、若しくは既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が交付決定の取消し又は助成金の返還の必要があると認めたとき。
- (3) この告示に違反したとき。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成30年2月15日告示第31号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月4日告示第230号）

この告示は、公布の日から施行する